

令和元年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時		令和元年8月2日（水）午後2時00分～3時52分			
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第2会議室			
出席者	公益代表委員（3名）	石塚孔信	竹中啓之	松枝千鶴	(敬称略)
	労側委員（3名）	喜納浩信	新内親典	日高実禎	(敬称略)
	使側委員（3名）	岩重昌勝	岩元義弘	濱上剛一郎	(敬称略)
	事務局（5名）	田之上総括政策調整官	笹川労働基準部長	平松賃金室長	
議題	1 平成30年度鹿児島県最低賃金の改正審議について（意見陳述を含む） 2 その他				
配付資料	なし				

○ 石塚部会長

ただ今から、令和元年度第2回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立につきまして、事務局から報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

本日は、専門部会委員各側3名の全員にご出席いただいておりますので、定足数を満たし、本部会は有効に成立しております。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。本部会は成立していますので、それでは、早速審議に入りたいと思います。前回の専門部会で、最賃法25条の公示に基づく要請書の取扱いについて審議を行った結果、本日の第2回専門部会で、要請書の提出者から県最賃改定に関する意見陳述を受けることが決定しておりますので、ただ今から、議題1の最賃法第25条の公示に基づく意見陳述を受けたいと思います。事務局は、意見陳述者を入室させてください。

(陳述者1名、入室)

○ 石塚部会長

ただ今から、最賃法 25 条に基づき、関係労働者の意見陳述を受けたいと思います。本日は、鹿児島県労働組合総連合で議長をされている福丸裕子さんに来ていただいています。

それでは、よろしくお願ひします。

○ 意見陳述者（福丸裕子氏）

皆様こんにちは。県労連で議長をしている福丸でございます。それでは、私、福丸から意見陳述をさせていただきます。

審議会委員の皆様には、鹿児島地方最低賃金制度の機能発揮に向けてご尽力いただきておりますことに深く感謝いたします。また、本日は貴重な専門部会におきまして、私どもの意見陳述の時間を取っていただきますことに深く感謝とお礼を申し上げます。

さて、昨年の最低賃金は 22 円引き上げられて 761 円となりましたが、全国の結果では単独最下位となってしまい、悔しい思いをしました。月 173.8 時間働いたとしても 132,262 円、年間 1,587,142 円にしかならず、これでは働いてもまともな生活ができないワーキングプアから抜け出すことができません。

鹿児島県労連幹事会では「鹿児島で若者が一人で生活するためにはいくら必要なのか、数字をつかもう」「全国で取組んでいる生計費調査を鹿児島でも実施し、金額に確信をもって運動をしようと、2018 年 7 月から 2019 年 2 月までアンケート調査を行いました。アンケート票は鹿児島県労連加盟の単産の組合員や協力する民主団体に声をかけ約 5000 部、このうち 1621 部「回収率=約 32.4%」で、若年単身世帯（20 歳未満 + 20 歳代 + 30 歳代）回答数は 158 部でした。

この調査には全労連が取組む生計費調査の監修をしてくださっている、静岡県立大学の中澤秀一准教授にお願いし、取りまとめ監修していただきました。委員の皆様には、本日資料として提出させていただきました。是非、ご覧ください。

2019 年 6 月 6 日に記者会見を開き「全国で最も最低賃金が低い鹿児島県、普通に暮らすためには時給 1500 円以上が必要」と公表しました。

資料にも書いておりますように、鹿児島市内で 25 歳の若者が普通に暮らすためには「男性月額 237,558 円」「女性月額 238,971 円」（ともに税・社会保険料込み）が必要です。年額に換算すると約 285 万円となり、試算の月額を賃金収入で得るとすると、時給換算で「男性 1,367 円」「女性 1,375 円」、中央最低賃金審議会で用いる法定の最も長い所定内労働時間月 173.8 時間で計算しており、これは、祝祭日も盆も正月もない非現実的ともいえる労働時間です。一般的な労働者の所定内労働時間に近い 150 時間で時給換算すると、「男性で 1,584 円」「女性で 1,593 円」となっています。

労働時間を含めて人間らしく「普通に暮らす」ためには、現在の最低賃金額 761 円ではとても足りず、時給 1500 円以上が必要であることが明らかになりました。

この間の地域別最低賃金の改定で、厚生労働省や最低賃金審議会は最も高い東京都の最低賃金に対する各都道府県の最低賃金の比率が高まり、格差が縮小したと評価していますが、実際には金額格差が年々拡大しているというのが正しい見方だと考えます。この最低賃金の地域間格差の拡大は、人口動態調査と重ね合わせてみると、最低賃金の低い地域から高い地域への流出が顕著であり、このことが地域経済を疲弊させる一因ともなっています。全労連が全国で実施している「最低生計費試算調査」でも、大都市であろうと地方都市であろうと「普通の生活」を送るためには、時給 1,400 円から 1,600 円必要という結果が出ており、地域経済活性化のためには、「全国一律最低賃金制度

の確立と最低賃金の大幅な引き上げ、賃金引き上げのための中小企業への支援策の充実が不可欠です。

中央の審議会の焦点の一つは、都市部と地方の格差是正だと言えます。一方、経営団体から「経営基盤の弱い中小企業は、大幅な引き上げは経営を直撃する」との声もあると聞いています。しかしこのままでは、人手不足も深刻化している中で、賃金格差が人材流出を加速させてしまうのではないかと考えます。このことも踏まえ、私達は中小企業支援策の予算を大幅増するように政府にも要請運動もしています。地域間格差は鹿児島にとっても、非常に重要なテーマです。労働者が鹿児島を去り、地域が衰退していく状況を止めるには、賃金の格差是正をしていくべきではないでしょうか。

さて、現在最低賃金にはりついて働いているなかまの生活状況をお話しさせてください。早朝3時から弁当屋にいき、時給761円で収入も約5万。8時に自宅に戻り、次の仕事に行くための準備をします。夜が遅いので晩御飯まで作ります。家事をすませ少し仮眠をとるそうです。そうしないと身体がもたないからです。ご主人が体調を崩し、大半は彼女の収入で家計を支えるようになっています。こうした生活は10年以上になるといいます。午後1時から次の仕事場で働く、時給762円で夜の8時過ぎまで働いています。収入は社会保険などを差し引かれ、手取り8万から9万です。彼女は「10時間以上働くので身体がくたくた。普通に暮らしたい」「先日、友達とランチに行き1,000円のランチを食べた。少し贅沢したが、これくらいの楽しみがないとやっていけない」「洋服もここ何年も買っていない。友達からのもらいものが多い。車は仕事に出かけるのに必要。安い車を買ったので故障も多い。子供の知り合いの修理会社に頼み、安く修理してもらう。ほんとに助かっている。ガソリン代も高い。維持費も馬鹿にならない。若い頃は神戸に住んでいた。鹿児島に住むようになってびっくりした。モノの価格は同じ、仕事内容も同じ、生活費は変わらないのに、働く時給に格差があることはおかしい。最低賃金を全国一緒にしてほしい。」「今年はチャンスかもしれない。審議会に期待している」と言いました。「最低賃金が1,000円なったら、仕事を1つに減らしたい。ゆっくり寝たい、休みたい。この生活から抜け出せるかも」と彼女は笑いながら言います。精一杯生活している方が多くいることを、分かってください。

また、企業は今どこも人手不足が深刻になっています。これからは外国人労働者を受け入れていかなければ、企業は労務倒産などに追い込まれるのではないかと言われています。外国人労働者の増加が見込まれると思いますが、最賃は外国人労働者が就労場所を選ぶ理由の一つになると思います。最賃の高いところへ流れていくのは当たり前のことだと思います。その視点も審議会の焦点になるのではないかと考えます。最低賃金引き上げで恩恵が大きいのは、女性や若者が多く、非正規労働者です。経営者の方は、「生産性を引き上げてから、最賃は上げるべき」と言いますが、最賃と生産性との関連が強いのは当然だと思いますが、私達は方向が全く逆ではないかと考えます。生産性を上げることで、最賃を引き上げていくという順番ではなく、最賃を引き上げてこそ生産性を上げられるのではないかと思います。

審議会委員の皆様、中央の日安での金額のみで議論するのではなく、鹿児島で働く方々に寄り添った審議会であって欲しいと期待しています。そして私共が提出いたしました生計費試算調査も参考にしていただければ幸いです。時給で働く非正規の方は、ほんとに困っています。その重たい事に向き合っていただけませんでしょうか。

委員の皆様も審議の中で、「人が普通に働いたら、普通に生活ができるようにしなければならない」、常にその視点に立って審議をしてくださっていることはわかっています。審議会の今、果た

すべき役割は、この鹿児島県で働く労働者の暮らしの改善に寄与することではないかと思うのです。審議会の皆様には、県内で働く全ての労働者に対して、「健康で文化的な生活」を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべき」その水準に及んでいるかどうか、審議を強く求め、私の意見陳述といたします。ありがとうございました。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今のご意見につきましては、労働者側の意見として、今後の改正審議の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、退席をお願いします。

(陳述者、退席)

○ 石塚部会長

それでは、審議を進めさせていただきます。

7月30日に開催された第1回専門部会では、労働者側、使用者側双方から今年度の最低賃金額改定に当たっての基本的な考え方を表明していただきました。

その際の双方の意見を要約しますと、

まず、労側からは、1点目として、昨年度の審議で単独全国最下位になって、報道・県議会などいろいろな場面で大きく取り上げられ、鹿児島県や県の経済面にも大きなマイナスイメージになつたのではないか。

それから、2点目として、4月の地方選や7月の参院選でも「鹿児島の最賃が最低」という切口で特集記事が組まれ、最低賃金が各党の選挙公約に入るなど、注目度がかつてないほど高かった。賃金改定状況調査第4表などを重視するだけではなく、「最低賃金のあるべき水準」についての議論をこれまで以上に深める必要がある。

それから3点目に、10月に消費税引上げも控えており、消費の底支えも考えるべきである。現在の761円では、貧困線は辛うじて超えるけれども、年収200万円に満たない。連合のリビングウェイジの結果から「最低限の生活を営むのに必要な時間額」を算出すると、鹿児島では900円になる。非正規率が4割弱と高く、最低賃金に張付いている賃金水準の低い労働者が、消費税増税で大きな影響を受ける。以上のような考え方を示されました。

一方、使用者側委員からは 次のような考え方を示されました。1点目として、結果として最下位にはなったが、労使で十分にきちんと審議した結果であり、かつ日安にプラス1円積んだ点については、受け止めていただきたい。

次に2点目に、最賃の役割はあくまで「セーフティーネット」であり、消費拡大の政策を目的とした制度ではない。3点目に、最賃法第9条の最賃決定の3要素に立ち返り、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査第4表のDランク引上率を重視するべきである。4点目に、政府の引上げ方針等を重視した審議によって、目安の合理的な根拠が十分に示されないまま、3年連続して20円を超える引上げになっている。中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策が不可欠だが、十分な成果が見られないまま、最低賃金の引上げが先行した感が否めない。政府方針への配慮は必要だが、収益の持続的な改善や生産性を伴わない形での大幅な賃金引上げが継続されれば、中小零細企業の経営を直撃し、労働者の雇用が失われ、地域経済にも悪影響を及ぼしかねない。

おおむね以上のようなご意見を述べられ、当口は、労使ともに具体的な金額の提示はなく、第2回専門部会でこれを行うこととなったと思います。

第1回専門部会の労側の意見、使側の意見につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、また、さらにもう少し付け加えて言っておきたいことがありましたら、ここで出していただきたいと思います。

○ 石塚部会長

前回、労側から「日程が厳しい中、少しでも審議を進めたい」というご意見がありましたが、いかがでしょうか。労側は、いかがですか。

○ 新内委員

労側からは、1回目の最後でお願いしましたとおりに、少しでも進めるために、日安も出ましたので、労側の考えている引き上げの金額を提示させていただきたいと思います。

(労側は資料を配布)

先ほど福丸さんが「1,000円」だとおっしゃっていましたし、同じ労働側の人間として、最初から「1,000円」を言えない辛さがあるのですが、まず、今年の金額については、基本的にはこれまでの考え方の延長にあります。

1つ目には、政労使合意を踏まえ、それから働き方改革実行計画を踏まえて、800円がいよいよ見えてきております。現在761円ですので、39円引き上げて800円にすべきだと考えております。

それから2つ目、これもこれまでの円卓会議や色々な場所で言われてきていました最低賃金と高卒初任給との均衡を考えるべきだということで、これも直接的に鹿児島の部分ではありませんけれども、2018年最低賃金、全国加重平均874円と、全国の高卒初任給の平均との比率が86.8%ですから、鹿児島の初任給に当てはめた場合、男で97円の引き上げ、女性でも61円の引き上げが必要になってくる。

それから、賃金構造基本統計調査でみたときに、(2)ですけれども、男女計28円、男性の場合46円、女性の場合でいくと2円になっております。

第4表をどう評価するかということは別にして、第4表は重要な資料であることは私達も異議はありませんので、第4表から見たときに、一般、パート、それぞれ鹿児島に当てはめた時にどうなるのかという。金額については、一昨年と去年で、一般・パートで24円引き上げられているということで、それぞれ、男性20円、率でいくと、男性の場合は、「一般・パート」の合計で11円、⑤パート労働者では金額で23円、率では19円の引き上げが必要になる。基本的には、「率」ではなくて、「同額以上」の引き上げをお願いしたいと思っております。

2ページ目です。ただ、第4表につきましては、これまで労側は主張していましたが、第4表は、「単純に労働者1人当たりの賃金を、去年と今年という形で比較しただけ」であって、退職とか採用による労務構成の変化が考慮されていない、反映されていないことがあります。

特に、その下にありますように、鹿児島県の毎月勤労統計調査の労働者は、年平均ですけれども、2018年と2017年を比較したときに、男女計で、一般労働者で23,398人、パート労働者で15,454人、増えている状況にあります。この増えた数字は、基本的には、第4表に反映されるとすれば、

初任時給の人が増えることになります。そういう場合を含めたときには、第4表も、そういうものを含めて検討していく必要があるのだろうと思っています。

例えば、企業が人件費を、1人当たり賃金を6%くらい引き上げても、中小零細で仕事が回らないから、仕事がたくさんあるから、一人新しい人を入れようかとなると、人件費のアップ分がそこで吸収されて、極端な話、第4表の上では、ゼロとか、上がっていない、あるいはマイナスの数字が出てくる可能性がある。そういうことも考えて第4表は見ていただきたいと思っています。

その下の(2)ですが、県雇用労政課の今年の春季賃上げ妥結状況ですけれども、これまで労政課の賃上げも参考にして議論をすべきだということも確認されておりますので、同額の引き上げだと3,625円を158時間で割って23円、ここはあえて、173.8時間ではなくて158時間を使っていますが、同率だと12円の引き上げになります。

それから3は、これも毎年こだわっていますが、生活保護との比較。県の加重平均は先ほど本審でもありました、鹿児島市を見てみると、鹿児島市が住宅扶助も含めて100,407円で、これも173.8時間で割ると49円最低賃金が上回っていますが、標準的な働き方で計算すると、今現在でも下回っている、これは今年9円マイナスではないでしょうか、ここが、鹿児島市も改善されるだろうなと思っています。

ただ、生活保護と比較するときに、「これを上回ればいいな」ということではないと私達は考えています。ここにもありますように、生活保護には医療扶助で、良い表現ではないと思いますけれども、「タダで医者にかかる」けれども、最低賃金近辺で働いている人は、仕事を休んだうえに、医者に行って健康保険の3割負担をしなければいけないという状況、これを金額でどう反映すれば良いのかということは整理がついていませんけれども、そういうことも含めて、生活保護との整合性は考えていくべきだと思っています。

それから、4の生計費ですが、これも毎年悩ましい話で、鹿児島県の人事委員会の勧告の時に、生計費を調査しておりますが、極端にプレる数字です。そこにありますように、去年は124,750円と鹿児島県は発表しました。前の年が15万円、直近では2015年が一番低くて110,700となっていますので、110,700と比較した場合、最賃はいずれも下回っている状況にあります。

生計費関係でいくと、(2)の物価については少し上がり気味ではあります、まあだいたい安定している状況にあるということですが、10月以降、消費税増税が、8%から10%になることを考慮しておく必要があるのではないかと思っております。

それから5の格差の問題です。今224円で、この1年間「東京と鹿児島」とずっと言われてきました。これが、2002年の東京と沖縄の104円が、現在は224円になっている。これには色々な事情がありますので、ただちにそれが最低賃金審議会のせいだとは思っておりませんが、参考人からの意見にもありましたように、人材の流出にもつながっていくということで、ぜひ、私達は今年、ここ数年、目安自体がAランクとDランクで4円の差がありましたけれども、これが2円に縮まっている状況で、東京と鹿児島の格差、金額差を1円でも縮めたいということで、Aランクの目安28円+ α 、ここでは「+ α 」と表現していますが、一番高い東京が、実際に目安で結審するのか、プラスをとるのか未だわかりませんので、ここについては「28円+ α 」と表現しております。

それは、参考人の陳述にもありましたし、参考人が持ち込まれた資料にもありましたけれども、なにも私達は、「東京と同じ最低賃金にしろ」と言っているわけではありません。ただ、同じ最低賃金で働いても、全国平均したら同じくらいの生活ができるような賃金にしなくてはいけないのでないかなと考えております。そこで2018年の数字ですけれども、消費者物価の地域指数が、全国

の 100 に対して、鹿児島の 96.1 でありますので、その 96.1 にまでもっていこうとすると、79 円差がある。79 円差を単年度で縮めるのは、とてもではないが難しいと思いますので、これを 5 年で解消するということで、5 年で割ると 1 年で 16 円差を縮めていかないといけないことになりますので、今年の目安の加重平均 27 円 + 16 円の 43 円という数字を意識しているところであります。

それから 6 の賃金支払能力。これは数字がなかなか直接出てこないのですが、金融経済概況と、今日の資料にもありますので、ここには簡単に書いてありますけれども、日銀によると「穏やかに回復している」ということでありますし、企業倒産件数も低水準であるので、それなりの支払能力はあるということで、目安を上回る引き上げも可能ではないかと思っております。

それから、「最低賃金の大幅な引き上げが、雇用にとってマイナスの影響がある」という意見もあります。例えば正社員、「人を減らす」とかあるいは「一時金を減らす」とかいうこともありますが、賃金水準のデータを見ても、そういう具体的な影響は、マイナスの影響は見られません。私達労働者が一番大事にしている「雇用を守る」という立場、観点からいくと、そこにあるように、有効求人倍率は昨年の 10 月 1 日から 761 円になりましたけれども、その前と比べて数値は上がってきています。これにはもちろん、数値変動もあるでしょうから、単純には言えませんけれども、少なくとも悪い影響は、去年の場合でも見られなかったと思っています。

したがいまして、今出した色々な数字、高い数字、低い数字、色々ありますが、総合的に判断して今年 39 円の引き上げをして 800 円に届かせたいということで、39 円の引き上げを是非決めていただきたいと思いますので、労側としては 39 円の引き上げを求めてことで、金額提示をさせていただきました。よろしくお願いします。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。

一つだけ、資料 3 ページの 5 (1) に「D ランク」と書いてありますけれども、「A ランクの目安 28 円」ですね、格差を縮めたいというのは。

○ 新内委員

すみません。D ではなく、A です。

○ 石塚部会長

今、詳細なデータを挙げながら、説明していただきました。これには「格差を是正したい」ということが根底にあるということで、26 円の目安が出ましたが、39 円は目安に 13 円プラスという金額提示までしていただきました。

今の労側のご意見について、ご質問などはございませんか。

○ 濱上委員

今、第 4 表の話が前回から出ています。私は統計の専門家ではないのでわからないのですけれども、今、新内委員がおっしゃるように、「構成の変化が」とか色々おっしゃいますが、ただ、「厚生労働省の公式なデータだ」という認識があるのでですが、これまでずっとメンテナンスはされていると思うのですが、新内委員が言われたような、ここに書いてあるようなことが、変わるものな

のですかね。逆にお尋ねしたいのですが、「あまり意味はないよ」ということではないのでしょうかけれども、労務構成が反映されていないとか、ここの辺りはどう見ればよいのですか。

○ 新内委員

「人員構成が変わってくる時に、どれだけ変わるか」は、元データを持っていませんので、正直言ってわかりません。ただ、一般論で言った場合には、人が増えることによって、初任時給で入ってくる、勤続ゼロ年が入ってくるとすると、今いる人達も、新しい人は賃金が安いわけですから、それをひっくるめて評価した場合には、賃金水準は低く出てくるということは、間違いないのでしょうか、それが何%なののかは、わかりません。

○ 濱上委員

僕らも統計の専門家ではないのでわからないのですが、ある程度メンテナンスを繰り返しながら、厚労省はきちっとした公的なデータだと思うものですから、これを見ながら進めていかなければいけないと思いますし。

○ 新内委員

ただ、以前確認した時には、パートの比率が変わった分は、修正というか補正をかけてある。

○ 濱上委員

構成の見直しはしているということが、今回、今年も、色々調べてみましたらありました。だから、より精度を高めるようにはしているということは見ましたし、しかも今回、中貸の日安の小委員会でしたか、公益見解をとりまとめる第一に、2 (1) の①に、「4表をきちっと見ている」ということがありますし、先ほど小林局長も4表にわざわざ言及されたものですから、そういう意味で、我々使用者も、特に支払能力を重く見たいものですから、個別の企業の支払能力を調査できればそれが一番良いのですが、それはある意味不可能ですので、そういう意味で、全国のデータから導き出したてきたこの数値は、重視しなければいけないのかなという気持ちでありますけれども。

○ 新内委員

だから我々が言いたいのは、「4表を重視するな」とか「重視しない」という話ではなくて、「4表を含めて見るときには、もう少しそういうことに配慮をした見方をして欲しいな」ということであります。

それと、影響率の表、本密に出された資料6の表がありますけれども、これまでも両方出ていましたかね。

○ 平松賃金室長

これまで、1円ピッチで分析したものと、10円ピッチで分析したもの、いずれも復元方法が、鹿児島は「事業所数を元に復元率を決めて復元したもの」をお出ししていました。

第1回本密でご説明した、中貸の改定状況調査に関する不備を、5月14日に中貸にお諮りした際の説明を延々といたしましたけれども、あそこで、統計法に基づく一般統計が、全て総務省の指揮下で見直しを全面的にされまして、そうしたところ「全国では、復元方法が3分の2ほどは労働者

数を元に、労働者の比率を元に復元されてきている。鹿児島は、少数派である事業所数をベースとした復元方法である。これは統計を全国で公表していくことを考えた時に、まちまちであるということはおかしいのではないか」ということになりまして、「将来的には、まだ、今年も統計ですから公表していく際には、労働者数をベースとした復元で、全国的に統一しましょう」という判断になりました。

そこで、今年、1円ピッチと10円ピッチで、各々、復元方法を2パターンという形で出しますと、4パターンになりますて、あまりにも煩雑で、ちょっと審議上もどうなのかなと思いまして、皆様にご説明した際に、個別にお諮りいたしまして、「10円ピッチはこの際、やめさせていただきまして、1円ピッチに限定する。そのかわりに、労働者数ベースで復元したものと、それだけですと過去の影響率とのつながりが絶たれてしまいますので、当面の間は、これまで同様に事業所数ベースで復元したものと、一定の間、当面の間並走させていただきまして、ゆくゆくは今回の資料6の最初にございます労働者数ベースで復元をかけたものに統一させていただきたい」ということで、今年からこのようにお出ししているところでございます。

よろしいでしょうか。

○ 新内委員

先ほど局長が言われた、去年の19.57%、その前の14.20%という影響率は、これは去年の、事業所数に基づく。

○ 平松賃金室長

そうです。これは昨年の審議会にお出しした資料ですので、同じ1円ピッチですが、事業所数をベースに復元した場合の、30年度は資料6の一番最後に付けてございますけれども、761円で見たときの19.57%、29年度は1枚前に戻って737円、22円引き上げた際の14.20%という数字、いずれも事業所数を元に復元した場合ということで、ご紹介したかと思っております。

○ 岩重委員

ちょっとよろしいでしょうか。

ここ3年ぐらい20円ピッチ、20円以上の上げ幅で上がってきてている。それで松枝先生は奥深い議論を見ておられると思うのですが、結局、第4表は、我々の経営者感覚としたら「まあ実際こういうことだろう」という気がするのですが、労働者側にしてみれば、先程来説明いただくように「実態が伴わない、こんなことでどうするのだ」と檄が飛ぶ。それはそれで良いのですけれども、お上方が、日安にそれ以上の金額を、第4表の数字がこうであるにもかかわらず、全くそれを無視した、非常にハイエンドな数字を出すことに因して、我ら、私自身はどうしても議論についていけない。なので、いつまでこの第4表を、我々にこの資料として出し続けるのだろうかと、日安の金額とのすり合わせ、その辺をどうとらえて、「実態はこうなのですけれども、こうしてください」と。意味をなさないのですよね。

だから、我々経営者、使用者側が議論して、検討する中で、ちゃんと上台になる資料を出してもらいたい。無意味ではないですか。ただ、こうなのだけれども、先ほどの局長の話ですけれども、これも踏まえながら、色々な方針とかも勘案した上で、それは、溝は大きいですよ。

どう、思いますが、公益側に参加されて。その辺のご意見を、こういう資料を見られてですね、ちょっと見解を聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○ 松枝委員

私は、おっしゃるとおり本年度から参加させていただいておりますけれども、おっしゃるとおり4表の数字と、天から降ってくる中貸の日安という数字に、乖離があるのではないかというご意見は、確かに一つにはごもっともであると思います。

一方で、やはり地域間格差がどんどん広がっているというところも、これまた現実として、事実としてあるのかなと思っております。

おっしゃる感覚としては、よくわかりますけれども、それを踏まえた上で、私もこれから拝見させていただきながら、検討させていただければと思います。

○ 岩重委員

ありがとうございます。

渡上委員も冒頭よりお伝えしたいのは、これは労働局にもそうなのですが、「日安の根拠を示してほしい」ということなのです。第4表ではなくて、もっと言えば「日安の根拠はこうで、第4表との間でこれだけ差があるけれども、そういう形でこういう金額にならざるを得ない」とか、そこのところをもう少し肉太にしていただかないと、もう限られた日数しかない中で、どうやってこれだけの差を埋めていくのか、これは、至難の業ですよ。もう少し、國も責任を持ってやっていただかなければいけないので。

それとあと一番大切なのは、この3か年でこれだけ賃上げをずっと続けていって、当初は「これだけ上げることによって、消費活動を促進させて、循環型経済を一層促進することで、イコール、今度は経営者サイドにも何らかの好影響になるであろう」という話があったのですけれども、それは実感として無いですよね。まあ、有るところが有るのかかもしれませんけれども。特に地方は、その辺のところは、今後どういう形になるのかわからないけれども。

やっぱり、日安のそこを、議論の中で出した金額に、我々が「ああなるほど」と、それがあれば我々も納得すると思います。「それでは、そういう議論で進めていきましょうか」となるであろうし。

でも我々も、最初から、社会に出たら経営者だったわけではないので、我々も階段を上がってきて、それで、労働者でもあったし、今でも使用人兼任役員のようなものですけれども。だから、一方的に我々だけが、思いが違うというわけではないのです。だけれども、どうもいただいた資料は、あまりにも溝が開きすぎて、本当に労働者側のおっしゃることにしても、いつもこう、まずは差が開きすぎるということに関して、驚きがあるのですよね。以上です。

○ 田之上総括政策調整官

事務局からです。貴重なご意見、ありがとうございます。

毎回、ご審議いただいた内容は、それぞれの各側意見は、厚生労働省本省にその日の内に提出することになっております。本日いただいたご意見も、本省に上げさせていただきたいと思います。

今、委員からお話をいただいたことで、事務局で「この溝は、こうなのです」と明確にお答えできる材料は、正直、ありません。最低賃金法におきまして、3要素を、支払能力、第4表にいきます

と去年の状況とかですね、これは当然、法律に書かれていることがあります。それ以外に、この3年間、それぞれのマニフェストで、政治主導で「1,000円を早期に目指す」ことが書かれておりますので、この穴埋めのところは、事務局もしくは厚生労働省の方で、それはもう日本全体の政治のお話であるということでしか、我々も実際のところそういう理解しかしていない、できないと、これが、事務局の考えているところであります。以上です。

○ 喜納委員

使側の岩重委員のおっしゃったことも、もちろん踏まえて、あると思います。

4表も、数字が出たのでそれはそのままスライドして上げていけばいいのですが、政労使で確認したことの中に3つ、なかなか数字で表せないところもあるのですが、1つは国際水準の中で、パートの時間給があまりにも、先進国で最下位ぐらいに低いこと、賃金水準が低すぎることが、政労使の中で確認されている。あと、正社員と非正規社員の比率の格差があまりにも大きいこと。その時点では、生活保護との乖離が有るということもやっぱり出てきたので、第4表の数字だけではなくて、そういうことを加味して、それで第1ステップの800円が出てきた、次のステップ1,000円が出てきたのは、労側だけが決めた話ではないということを、その中でもちろん、使側の皆さんも精一杯努力をしていかないといけないということもあるし、労側もそれを受け止めて、生産性を上げるなり、やり方をもっと上げて効率的に、また、品質を上げる努力をしないといけないということも、僕らも認識していますので。

「上がった分が、どう消費に回って、経済の好循環が回ったか」というと、なかなかわかりづらいところもありますけれども。物価上昇であったり、社会保険の引き上げがあったりしてそれが引き上がらなかった場合には、さらに厳しい、GDPの6割を占める消費について影響が出ていたというのは、僕らは、数字には言えないですけれども、影響が有るというのは、絶対意識を持っていますので、双方からやっていかなければいけない。

いい機会になれば、労側がこれを言うのもあれなのですがサプライチェーン、前回もちょっとしましたけれども、僕らの所にも、繊維業で係請けの中小の所で働いている方がいます。6年かけてやっと、受注の金額を上げてもらって、ほぼ最低賃金で繊維を作っていましたけれども、それがやっとちょっと上がって、それでもまだまで。そういうことなのです。

僕らももっと努力して、大手にある内部留保をもっと中小に循環する、双方でやらない限り厳しいし、今回の消費税増税もそうですけれども、価格転嫁とか。消費者の負担は上がりますけれども、使側の経営の中だけでそれを消化するのは難しいし、もう無理なので。冒頭に新聞のことをおっしゃっていましたけれども、それを契機に、この引き上げについて、新聞は、社会も受け止めて、それに見合った取引なり、販売価格なり、それから大手はきっとそのサプライチェーンにその利益を配分することを、社会的に訴えていく必要があることももたないと、それは厳しいだろうなということは、僕も認識していますけれども。

今の水準が正直低いということは、労側は変わらないので、「4表だけではなかなかはかりきれないということがある」ということは、ご承知いただければと思います。以上です。

○ 渡辺委員

本当におっしゃるように、私共は4表に固執して「もうこれだけで」と言っているつもりはなくして、その証拠に、過去ずっと、4表だけ見れば全然低いのですけれども、上乗せもOKですよと

安にプラスで賛成するわけですので、4表にこだわっているわけではないということは、ご理解ください。

ですから、今回も、26円という大きな数字ですけれども、もちろん配慮はします。まだ申し上げておりませんが、まあそのつもりでありますので、配慮は十分しながら議論していきたいと思っていますので、そこはご理解いただきたいと思っています。

すみません。今日の段階では未だ、数字は出していません。数字が無い状態で申し訳ないのですが、これで。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。

第4表について、色々と議論をしていただきましたけれども、今、政府の方は上げるところまでどんどん上げていっています。それができるような政策をとっていればいいのだけれども、なかなか実感ができないから、我々が双方とも議論に苦しむようなところになっている。

ただ、ここでこういうことを言っても、やはり最適なところはどこなのか、模索して結論を探さなければなりません。この一週間が勝負だと思っていますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

何か、ございませんか。使側は、金額は難しいですか。時間があまりありませんので、早い段階で金額をお出しいただきたいと思います。

○ 岩重委員

鹿児島で一生懸命議論して、皆さん一生懸命汗をかいて、出た結論をまわりの皆が聞いて後出しジャンケンということだけにはならないように、どうしても、苦労が全部水泡に帰しますので。本当にもう少し良い方法はないのかなと思いますけれども。

○ 新内委員

後出しジャンケンをやられて。僕が知る限りでは、南日本新聞の日安に対する記事は、過去と比べて、とてつもなく大きいですよね。

○ 石塚部会長

大きかったですよね。

○ 新内委員

ただ、後出しジャンケンをやられて、それが嫌だから鹿児島は少し知らぬふりをしますよという、それもまたむつかしい話で。ただ一つ、次回5日は10月1日発効のタイムリミットであるということも、労側としてはそこで決めたいという思いがあることも、理解していただきたいと思います。もう既に決まった所もありますし、今、決まりました。Dランクで。

予定ですが、5日には、熊本、大分、それに佐賀までいきそうな、ちょっと予定ですけれども、そういうスケジュールで議論して、どこもそうですけれども予定どおりきっちり行くかというところは別として、そういう状況にはありますので。熊本と大分は、5日の10時からだと、そう聞いています。そこで決まるかどうかは別として、一応、最終日にはしているようですけれども。

○ 石塚部会長

本来は、趣旨としては、ここで決めて。

○ 新内委員

逆に言うと、自信をもって公労使3者で、全会一致で決めれば、僕は何も恥ずかしいことはない。「単独最下位」とか言われても、それは最賃のことを何も理解していない人達が言っているだけであって。「最低って、初めてだよ」とか色々言われるのですよ、今も。順番を付ける以上は、一番低い所が出ることは仕方のない話であって、それよりも、「どういう形で議論をしていったか」ということが、一番大事なことだと思います。ただそれには、前提がありますけれども。

○ 濱上委員

ちなみに、目安とはどうなのですか。

○ 新内委員

プラスになる可能性が高いと思います。

ちなみに島根は、目安どおり26円で結審しています。それは、島根の担当者と話したところ、今、鹿児島よりも確か3円高いと思うのですが、鹿児島より低かった時から、基本的には公労使白丸(○、全会一致)を中心に引き上げてきた経緯がある。それで今回は、「目安の評価も含めて白丸であれば」ということでした。だから、水準はDランクの中では少し高い所ですから、これまで他県にない上げ幅をとってきたから、今年は一休みということだろうなというところです。島根の担当者も、トップバッターでプラスというのもあって、そこは「覚悟して決めた」と言っていました。

○ 石塚部会長

本日は、これ以上審議を進めていくことは難しいと思われますのでここまでとしまして、時間もタイトなので、次回は具体的な金額を出して、お互いどれだけ歩み寄れるのかということで臨んでいただければと思います。

今日のところはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、最後の議題の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○ 田代室長補佐

ありません。

○ 石塚部会長

次回は来週月曜日、8月5日午後1時半から開催いたします。会場は、今日と同じ合同庁舎3階の第2会議室です。よろしくお願ひします。

それでは最後に、議事録署名者を指名いたします。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いします。

それでは本日はこれで閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
